その住宅用火災警部器作動しますか?

藤沢市では、火災予防条例により平成23年6月から全ての一般住宅及び共同住宅の各住戸に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。 住宅用火災警報器の寿命は10年とされています。

「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するように、定期的 に点検を行い、設置後10年を目安に交換しましょう。

点検について

定期的に(年に2回程度)点検をしましょう。

警報器のボタンを押す、又はひもを引いて音が鳴るか確認しましょう! 音が鳴らない場合、電池切れ又は故障していることがあります。

また、ほこりや小さな虫などが感知器についていると誤作動の原因になったり、火災を感知しにくくなるので、点検とあわせてお掃除しましょう。



交換について

設置から10年以上が経過すると、電池の寿命や本体内部の電子部分の劣化などで不具合が発生しやすくなります。 そのため、設置後10年を目安として、本体の交換をしましょう!





住宅用火災警報器は国の定める技術上の規格があり、 しましょう その規格に適合する製品には左図の合格の表示がされています。



設置が義務付けられている場所は<mark>寝室</mark>です。寝室 が2階などにある場合は、<mark>階段</mark>にも<mark>煙</mark>を感知す るタイプの警報器が必要です。

また、設置義務ではありませんが、台所にも設置 をお勧めします。

なお、消防法令に適合したスプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置 されている場合、その有効範囲内は警報器を設置しないことができます。

お問い合わせ先 **藤沢市消防局 予防課 2** 0466-50-8249

